

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業
重要事項説明書

社会福祉法人 愛美会
小規模多機能型居宅介護事業所 山田井の郷

「(介護予防)小規模多機能型居宅介護」重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(四国中央市指定 第3891300158号)

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業日、営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 運営推進会議の設置
8. 事故の発生の防止及び事故発生時の対応
9. 緊急時の対応
10. 非常災害時の対応
11. ハラスメント対策
12. 虐待の防止に関すること
13. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について
14. 業務継続に向けた取り組み
15. 協力医療機関、バックアップ施設
16. 個人情報の利用について
17. サービス利用に当たっての留意事項
18. 福祉サービス第三者評価事業について
19. その他

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛美会
(2) 法人所在地 愛媛県四国中央市上分町 乙8-2
(3) 電話番号 0896-58-0180
(4) 代表者氏名 理事長 石川 繁一

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
平成23年 3月31日指定 四国中央市 第3891300158号
- (2) 事業所の目的 通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせると共に、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者がその有する能力に応じて、住み慣れた地域での生活が出来るだけ自立的に継続できるよう支援することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 指定小規模多機能型居宅介護事業所 山田井の郷
- (4) 事業所の所在地 〒799-0112
愛媛県四国中央市金生町山田井字原 887番地の2
- (5) 電話番号 (0896) 22-3361
- (6) 管理者氏名 管理者 山田 あすか
- (7) 運営方針 利用者一人一人の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った尊厳あるサービスの提供を行います。サービス提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、地域との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い・訪問及び宿泊サービスを柔軟且つ適切に組み合わせることにより、住み慣れた地域での暮らしの継続を支援します。そのため、市町村はじめ他の居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者及びその他の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との連携に努めます。
- (8) 開設年月日 平成23年 3月31日
- (9) 定 員 登録 29名（通いサービス 18名/日、宿泊サービス 9名/日）
- (10) 設備の概要 当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。

居室・設備の種類	備 考
共同生活室	キッチン付
リフレッシュルーム	マッサージチェア等完備
居室	全室個室（洋室7室・和室2室）
浴室	一般個浴・機械浴：併設事業所と共有
その他	屋上庭園・家庭菜園

※上記は、厚生労働省が定める指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に求められる設備基準を遵守しています。

その他本体施設との併用設備で、調理室等があります。

3. 事業実施地域及び営業日・営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 川之江圏域・三島圏域（ただし嶺南地区は除く）
- (2) 営業日 年中無休
- (3) 営業時間（基本） 通いサービス・・・9時～17時
 宿泊サービス・・・17時～翌朝9時
 訪問サービス・・・24時間対応

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員の職種	常勤	非常勤	合計
管理者	(1) 名		(1) 名
介護支援専門員	(1) 名		(1) 名
介護従事者	10名（うち兼務1名）	3名	13名（うち兼務1名）
看護職員	1名		1名
合計	12名	3名	15名

※（ ）は他職種との兼務を示します

<職務内容>

管理者	事業所業務及び従業者の管理
介護支援専門員	サービスの調整・相談業務
介護従事者	利用者の心身の状態に応じた介護サービスの提供
看護職員	利用者の健康状態を把握し必要な処置及び健康管理への助言等の看護業務

<主な職種の勤務体制>

職員の職種	勤務体制
管理者	勤務時間 9：00～18：00
介護支援専門員	勤務時間 9：00～18：00
介護従事者	早 出 7：00～16：00 日 勤 9：00～18：00 遅 出 10：00～19：00 夜 勤 17：00～翌9：00 看護職員〈日中〉9：00～18：00 上記時間以外（夜間）は、常時連絡可能な体制とする 宿 直 夜間（20：00～翌8：45）は常時連絡可能な体制とし訪問に対応する

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合・・・介護保険の給付対象となるサービス
- (2) 利用料の全額を利用者にご負担いただく場合・・・介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は食事代、宿泊費、おむつ代を除き、費用全体の1割の金額になります。(所得の状況により2割、3割負担となります。)

<サービスの概要>

➤ サービス利用調整（ケアマネジメント）

【相談受付時間】

8時45分～18時00分

【サービス内容】

- ① 利用申込みの受付
- ② 生活・介護状態の把握
- ③ 利用者の希望の聴取 ※居宅サービス計画書は、ライフサポートワークを使用しております。
- ④ 「居宅サービス計画」「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」の原案作成
- ⑤ 「居宅サービス計画」「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書」の説明と交付
- ⑥ サービス担当者会議の開催

※介護支援専門員は、②及び③の状況を把握した上で、その利用者の状況や事業所全体の状況等を勘案し、具体的な利用の頻度や内容の調整を図ります。

➤ 通いサービス

【利用定員】

1日 18名

【提供時間】

9時00分～17時00分

※ 提供時間外のサービス提供については、個別の必要性により検討します。

【サービス内容】

- ①送迎サービス 必要に応じて、ご自宅と事業所との送迎を行います。
家族での送迎も可能です。
- ②健康状態の確認 体温、脈拍、血圧等の健康チェックを行います。
- ③入浴サービス お体の状態に応じて、安全で快適な入浴の介助を行います。
- ④食事サービス 食事の提供及び食事の介助をします。
キッチンでの調理も可能です。
- ⑤日常生活上の援助 移動、排泄、着脱介助等、日常生活上必要な介護を行ないます。
- ⑥余暇活動 利用者の状態や季節に応じた様々なメニューを用意し、生きがい作りのお手伝いをします。屋内、屋外、外出での活動を行います。

➤ 訪問サービス

【提供時間】

24時間対応

※ 訪問・滞在時間等は、必要性に応じて調整します。電話や訪問での安否確認についても対応します。

【サービス内容】

利用者の状態や必要性に応じて、定期又は随時に訪問し、ご自宅での日常生活上必要な援助を行います。

※ 移動、排泄、着脱介助及び家事援助等をご自宅で行います。訪問時又は電話により安否確認を行います。

➤ 宿泊サービス

【利用定員】

1日 9名

※ 通いサービスの延長としての宿泊も可能です。

※ 宿泊日数は、部屋の空き状況や個別の事情に合わせて検討します。

【サービス内容】

利用者の状態や事情、家族の事情に合わせて、宿泊サービスを提供します。

- ①送迎サービス 必要に応じて、ご自宅と事業所との送迎を行います。
家族での送迎も可能です。
- ②健康状態の確認 体温、脈拍、血圧等の健康チェックを行います。
- ③入浴サービス お体の状態に応じて、安全で快適な入浴の介助を行います。
- ④食事サービス 食事の提供及び食事の介助をします。
キッチンでの調理も可能です。
- ⑤日常生活上の援助 移動、排泄、着脱介助等、日常生活上必要な介護を行ないます。

＜サービス利用料金＞

- 通い、訪問、宿泊の保険給付対象介護費用分全てを含んだ1ヶ月単位の費用の額
利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額1割、所得の状況により2割、3割）をお支払ください。

※自己負担1割の場合

要介護度	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
利用料金	34,500円	69,720円	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
介護保険 給付額	31,050円	62,748円	94,122円	138,330円	201,231円	222,093円	244,881円
<u>サービス利用 自己負担額</u>	3,450円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円

☆ 月毎の包括料金です。利用者の体調不良や身体状況の変化等により（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日・回数よりも利用が少なかった場合や多かった場合でも、日割りでの割引き及び増額は致しません。

☆ 月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。

※登録日・・・契約締結日ではなくサービスを開始した日

- ☆ 利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）この場合、保険給付の申請を行うための「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更させていただきます。

➤ その他の加算（自己負担1割の場合）

初期加算	30円／日	利用開始から30日間
総合マネジメント体制強化加算	1200円／月	利用者の状況に合わせて介護計画の見直しを行っており、且つ地域活動に積極的に参加している場合に算定
サービス提供体制加算Ⅰ	750円／月	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上である等の要件に該当する場合に算定
看護職員配置加算Ⅰ	900円／月	常勤の看護師を1名以上配置した場合に算定
看護職員配置加算Ⅱ	700円／月	常勤の准看護師を1名以上配置した場合に算定
認知症加算Ⅱ	890円／月	認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの該当者に算定
認知症加算Ⅳ	460円／月	要介護度2で、認知症日常生活自立度Ⅱの該当者に算定
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円／月	利用者の安全とサービスの質確保及び職員の負担軽減策を検討する委員会の設置とICT機器導入

科学的介護推進体制加算	40円/月	ご利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用する。
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月まで）	【*】	該当月の請求金額（加算含む）×加算率（10.2%）/月
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月まで）	【※】	該当月の請求金額（加算含む）×加算率（1.5%）/月
介護職員等ベースアップ等支援加算（令和6年5月まで）	【◆】	該当月の請求金額（加算含む）×加算率（1.7%）/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（令和6年6月から）	上記【*】、【※】、【◆】を一本化する。	該当月の請求金額（加算含む）×加算率（14.9%）/月

☆初期加算、総合マネジメント加算、サービス提供体制加算、介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、科学的介護推進体制加算、介護職員等処遇改善加算は全利用者対象です。

（２） 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者負担となります。

- ① 食事代 朝 食 440円
 昼 食 600円
 夕 食 540円
 おやつ 120円
- ② 宿泊費 一泊 2,260円
- ③ 日常生活費（ティッシュ等の消耗品代） 1日 100円
- ④ 洗濯代 洗剤、柔軟剤、洗濯・乾燥機使用料として 1回 200円
- ⑤ おむつ代 実 費
- ⑦ その他 利用者の希望で行うレクリエーション等余暇活動に係る材料代 実 費
 複写物の交付 1枚につき 10円

（３） 利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、特別の事情のない限り、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

ア. 指定銀行口座への振り込み

愛媛銀行 川之江支店 普通預金 3396936

名義) 社会福祉法人愛美会 地域密着型介護老人福祉施設 山田井の郷

理事長 石川 繁一

うま農業協同組合 金生支店 普通預金 0010861

名義) 社会福祉法人愛美会 地域密着型介護老人福祉施設 山田井の郷

理事長 石川 繁一

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

御利用出来る金融機関：愛媛銀行 うま農業協同組合

ウ. 現金

(4) 利用の中止、変更、追加

- ☆ 利用予定日の前に、利用者の都合により小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更、新たなサービスを追加することができます。この場合には、原則としてサービス実施日の前日までに申し出てください。
- ☆ サービスの追加、変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスが提供できない場合、利用可能日を提示して協議します。
- ☆ サービスを休まれる場合のキャンセル料はいただきません。

(5) 身元引受人（契約書第 19 条参照）

- ☆ ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

(6) 連帯保証人（契約書第 20 条参照）

- ☆ 連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 100 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。
- ☆ 連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

介護職員 石川 エリナ

○苦情解決責任者 管理者 山田あすか

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：45～18：00

また、苦情受付ボックス（ご意見箱）を事務所前に設置していますのでご利用下さい。

(2) 苦情対応委員会 第三者委員

氏 名	住 所	電話番号	所 属 等
曾根 諱泉	四国中央市妻鳥町 1 2 3 3	5 6 - 4 0 2 4	(福) 愛美会理事

(3) その他の苦情受付機関

名 称	住 所	電話番号
四国中央市長寿支援課	四国中央市三島宮川 4 - 6 - 5 5	0 8 9 6 - 2 8 - 6 0 2 5
愛媛県国民健康保険団体連合会	松山市高岡町 1 0 1 - 1	0 8 9 - 9 6 8 - 8 8 0 0

(4) 苦情解決方法

①意見・苦情の受付

- 受付担当者は、利用者等からの意見・苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接意見・苦情を受け付けることができる。
- 受付担当者は、利用者からの意見・苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について申出人に確認する。
 - ア 意見・苦情の内容
 - イ 申出人の希望等
 - ウ 第三者委員への報告の要否
 - エ 申出人と解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立会いの要否
- ウ及びエが不要な場合は、申出人と解決責任者の話し合いによる解決を図る。

② 意見・苦情受付の報告・確認

- 受付担当者は、受け付けた意見・苦情は全て解決責任者に報告する。解決責任者は必要に応じ第三者委員に報告する。ただし、申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。
- 投書など匿名の意見・苦情については、解決責任者が判断し、必要に応じて第三者委員に報告するなど、適切な対応を行う。
- 第三者委員は、解決責任者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

③ 解決に向けての話し合い

- 解決責任者は申出人との話し合いによる解決に努める。その際、申出人又は解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。
 - 第三者委員の立会いによる申出人と解決責任者の話し合いは、次により行う。
 - ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認
- なお、解決責任者も第三者委員の立会いを要請することができる。

④ 苦情解決の記録、報告

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。

これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。

- ア 受付担当者は、受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。
- イ 解決責任者は、一定期間毎に状況を第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- ウ 解決責任者は、申出人に改善を約束した事項について、申出人及び必要に応じ第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容についての評価、要望、助言を受けるため下記の通り運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構 成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開 催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成

8. 事故の発生の防止及び事故発生時の対応

1. 介護事故防止のための指針を定め、基本的考え方や職員教育に関する基本方針の設定、委員会の設置などを行い、安全確保を目的とした改善のための方策を講じます。
2. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
3. 介護事故発生時には、その状況、背景等を所定の事故報告書により報告するものとし、委員会は事故報告書及びインシデントレポートの集約結果から防止策を検討します。
4. 委員会は、毎月1回開催するものとし、特に重大事故が発生した場合等に於いては、緊急に会議を開催し、再発防止策を検討します。
5. 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、予め確認した緊急連絡先及び医療機関への報告、連絡、相談を行います。又、状況に応じ緊急受診を行います。

10. 非常災害時の対応

- (1) 地震・台風・積雪等の天災、その他事業所の責に帰すべからざる事由により小規模多機能型居宅介護サービスの実施が出来なくなった場合には、事業所は利用者に対して当該サービスを実施すべき義務を負いません。
- (2) 利用中に非常災害が発生した場合は、当事業所の災害時避難計画に従い、迅速且つ安全な避難誘導を行います。尚、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

1 0. 衛生管理 感染症対策の強化について

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備・備品及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上の必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、感染症予防対策委員会を設置し、年2回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 4 衛生管理・感染症対策の徹底と衛生的なケアを励行するため、別に定める「感染症予防対策マニュアル」により、職員へ周知徹底を図ります。
- 5 事業所は、職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 1. ハラスメント対策

- 1 事業所は、介護現場におけるハラスメントの実態を把握するとともに、ハラスメントに起因する問題に迅速かつ適切な対策を講じます。
- 2 事業所は、職員、利用者、家族、取引先事業所等に対し、愛美会ハラスメント防止規定等により周知、啓発するとともに必要な研修等を定期的実施します。
- 3 事業所は、職員からのハラスメントが行われ、または行われようとしている旨の連絡を受けた場合は、本部ハラスメント相談員を窓口とし、相談や苦情を受け付け、解決にあたります。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 2. 虐待の防止に関すること

- (1) 当事業所では、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の取り組みを行います。
 - (ア) 虐待防止の為の対策を検討する「身体拘束廃止・虐待防止委員会」を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - (イ) 虐待防止の為の指針の整備や定期的な研修（年2回以上）を実施します。
 - (ウ) 上記を適切に実施するために責任者を設置します。（管理者 山田あすか）
 - (エ) サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報いたします。

1 3. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について

当事業所は、原則身体拘束は行いません。

ただし、「切迫性」「非代替性」「一時性」に鑑み、緊急やむを得ないと判断される場合についてのみ、家族の同意を得たうえで拘束を行うことがあります。

○緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

○緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し要件に該当しなくなった場合には直ちに身体拘束を解除するものとします。

1 4 業務継続に向けた取り組みについて

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護事業所の提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として、また、利用者の心身の状態に応じた介護サービスを適切に提供するため以下の施設をバックアップ施設として連携体制を整備しています。

① 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 石川記念会 HITO 病院
所在地	四国中央市上分町 7 8 8 番地 1
診療科	内科・外科・皮膚科・泌尿器科・消化器内科・ 循環器内科・神経内科・心臓血管外科・脳神経外科・ 呼吸器外科・整形外科・形成外科・美容外科・ 肛門外科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科

医療機関の名称	医療法人 健康会 石川クリニック
所在地	四国中央市上分町 7 3 2 - 1
診療科	外科・内科

② バックアップ施設

施設の名称	社会福祉法人 愛美会 地域密着型介護老人福祉施設 山田井の郷
所在地	四国中央市金生町山田井原 8 8 7 番地 2

施設の名称	社会福祉法人 愛美会 介護老人福祉施設 樋谷荘
所在地	四国中央市上分町乙 8 - 2

施設の名称	医療法人 健康会 介護老人保健施設 アイリス
所在地	四国中央市上分町 7 3 2 - 1

16. 個人情報の利用について

1. 個人情報保護法ガイドラインに基づく「愛美会個人情報に関する規定」に基づき適切な個人情報保護を行います。
2. ご利用者及び家族等の個人情報の利用目的は、以下の通りです。
 - (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更、調査のため
 - (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
 - (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
 - (4) 石川ヘルスケアグループ（IHG）間（社会医療法人石川記念会、医療法人健康会、社会福祉法人愛美会）での情報共有のため（「ひとの絆ネット」・業務 SNS など）
 - (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
 - (6) 介護給付費の請求及び利用料徴収のため
 - (7) 関係行政機関等の要請による照会・届出・調査・実地指導等のため
 - (8) 事故報告及び保険会社からの照会に応じるため
 - (9) 学生等の実習への協力及び職員の事例研究のため
 - (10) ふれあい相談員（介護相談員）・運営推進委員への情報提供のため
 - (11) 施設広報活動のため（法人ホームページ、法人広報誌、広報用ブログなど）
 - (12) その他サービス提供で必要な場合
 - (13) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
3. 使用条件
 - (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
 - (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

※尚、個人情報の利用目的及び基本方針は施設内掲示及びホームページ上で公開しています。

17. サービス利用に当たっての留意事項

- ☆ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- ☆ 事業所への情報提供について
次の場合は、事業所までご連絡ください。
 - ② 緊急連絡先が変更になった場合
 - ③ かかりつけ医が変更になった場合
 - ④ 入院、入所された場合
 - ⑤ 健康状態等の変化があった場合
- ☆ サービスを休止して2ヶ月以上経過する場合は、契約の終了に関して相談をさせていただきます。
- ☆ 利用者や家族に感染症の恐れがある場合は、予防的な措置（サービスの休止等）をとら

せていただくことがあります。

☆ 所持金は、自己の責任で管理して下さい。事業所内で直ちに金銭を必要とすることはありませんので高額な金銭の所持はご遠慮下さい。

☆ 禁止事項

① サービス利用時における禁止事項

- ・ 決められた場所以外での喫煙
- ・ 他の利用者等へ迷惑を及ぼす行為（宗教活動、政治活動、営利活動等）
- ・ 危険物（発火性のあるもの等）の持込

② その他の禁止事項

- ・ 他の利用者、家族及び職員と個人的に金品の貸し借りをを行うこと
- ・ 特定の職員に対し、個人的に連絡を行うこと

☆ 情報開示について

ご本人・ご家族が希望された場合、速やかに当事業所で保管しているサービス提供記録・支援経過記録等の情報開示・説明を行いますので、職員にお申し付け下さい。

18. 福祉サービス第三者評価事業について

社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受ける事は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上の為の措置です。

平成30年4月1日より、取り組み強化が謳われ、利用者の適切なサービス選択に資するものとなり得る事から、福祉サービス第三者評価を積極的に受審する事が望ましいとされている。

福祉サービスの第三者評価の受審 有 無

19. その他運営に関することについて

事業所は適切なサービス提供を行う観点から、運営に関する変更等が生じた際には適時、適切な説明を行い信頼関係の構築に努めて行きます。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供に開始に際し、本書面にに基づき、重要事項及び個人情報の利用に関しての説明を行いました。

事業者

(住所) 愛媛県四国中央市上分町乙 8-2
(事業者名) 社会福祉法人 愛美会
(代表者) 理事長 石川 繁一 ㊞

事業所

(住所) 愛媛県四国中央市金生町山田井字原際887-2
(事業所名) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 山田井の郷
(管理者) 管理者 山田 あすか
(指定番号) 3891300158

説明者

(職名) 管理者
(氏名) 山田 あすか ㊞

私は本書面に基づいて、事業所から重要事項及び個人情報の利用に関しての説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

(契約者) (住所) _____
(氏名) _____ ㊞

署名代行者

(住所) _____
(氏名) _____ ㊞
(契約者との関係:)

身元引受人及び連帯保証人

(住所) _____
(氏名) _____ ㊞
(契約者との関係:)